大臣認定申請用書類 作成要領(材料)

2020年1月より指定建築材料の大臣認定申請(国交省との手続き)は、「オンライン申請」(電子データ)にて行われることになりました。なお現状の「オンライン申請」システムでは申請者による手続きができませんので、性能評価機関を通して行うこととなります。

「オンライン申請」では、これまでと同様に下記に示す書類が必要となります。

①構造方法等の認定申請書 (出:構造方法等の認定申請書一式を参照してください。)

- ・申請者の住所、氏名は性能評価書と同じとしてください。
- ・日付は記入しないでください。
- ・収入印紙(2万円)は貼らないで、クリップ止めとしてください。

②委任状 (HP:構造方法等の認定申請書一式を参照してください。)

- ・申請者の住所、氏名は性能評価書と同じとしてください。
- ・日付は記入しないでください。

③性能評価書

- ・UHECで原本保管したものをご用意いたします。
- ④别添、别表·付表
- ⑤製造マニュアル、社内規格
 - ・共同申請の場合の社内規格は、建設会社の社内規格のみをご用意ください。

⑥参考資料(国交省より参考資料として提示を求められています。)

- 工場の日本工業規格適合認証書及び付属書
- 自社と第三者試験機関の試験結果比較の考察
- ・第三者試験機関の試験結果報告書及び ISO/IEC 17025 に基づく登録証
- 申請概要書

